府避計第７号
統幕参第６号
令和８年１月３０日

災害時における防衛省ＰＦＩ船舶を活用した医療提供に関する確認書

内閣府と防衛省は、日本国内の災害発生時における船舶活用医療の迅速かつ円滑な実施に資するため、次のとおり確認する。

内閣府広域避難・計画推進室長
鎌　原　宜　文
防衛省大臣官房審議官
伊　藤　哲　也

（目的）

第１条　この確認書は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和３年法律第 79 号。以下「法」という。）及び災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（令和７年３月 18 日閣議決定。以下「整備推進計画」という。）に基づき、所管庁である内閣府（以下「甲」という。）が船舶活用医療を実施する場合において、防衛省（以下「乙」という。）が行う協力に関し、必要な事項を確認することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本確認書において使用される用語の定義は、法、整備推進計画及び災害時における民間船舶を活用した船舶医療活動要領（令和７年３月内閣官房船舶活用医療推進室作成。以下「活動要領」という。）による。

（活動の実施）

第３条　甲は、船舶活用医療の活動に関して責任を負うものとする。ただし、乙が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき契約している民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に係る船舶（以下「防衛省ＰＦＩ船舶」という。）の運航及び安全管理並びに船舶内の空間の貸与に関する責任については、乙が契約する防衛省ＰＦＩ船舶の運航に係る役務の契約相手方が負うものとする。

（協力の内容）

第４条　甲は、船舶活用医療を実施するに当たり、被災都道府県からの船舶活用医療の実施の要請又はニーズがあることを甲が確認した場合であり、かつ、協定等を締結した船舶事業者と調整を行った上で、当該民間船舶が活用できないときは、乙に対し、防衛省ＰＦＩ船舶の運航に係る役務契約（以下「役務契約」という。）を要請するものとする。

２　甲は、前項の要請に当たっては、防衛・警備の任務を阻害するリスクを回避することを前提に、乙と十分に協議及び調整を行うものとし、乙の同意が得られた場合に、役務契約を要請し、乙はこれを受諾するものとする。

３　防衛省ＰＦＩ船舶の運航中に、防衛・警備等の任務が発生した場合には、甲と乙は当該船舶による船舶活用医療活動の終了について速やかに協議するものとする。

（参照）

第５条　乙が行う協力に関し、本確認書に定めのない事項は、原則として、活動要領を参照するものとする。

（費用負担）

第６条　防衛省ＰＦＩ船舶の活用に伴い、乙の役務契約に基づき必要となる費用は、甲が負担する。

２　前項の費用には、乙が協力の終了後に必要となる船舶等の原状回復に要する費用を含むものとする。

（改定）

第７条　本確認書の内容について疑義が生じた場合、又は改定の必要が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、本確認書の全部又は一部を改定することができる。

２　本確認書の有効期限は５年間とし、経過後の措置については甲及び乙の協議により定めるものとする。

（その他）

第８条　本確認書に定める事項以外の事項について、甲及び乙の協議により、合意がなされたときは、当該合意の内容によるものとする。